2024 年 12 月 20 日 一部改正 2024 年 9 月 12 日 海務委員会 審議 2024 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

#### 海上労働条約 2022 年改正

#### 改正対象

海上労働システム規則 海上労働システム実施要領

#### 改正理由

ILO 第 4 回特別三者委員会 (STC) 第 2 部会合 (2022 年 5 月 5 日~13 日) において、海上労働条約に関する改正案が最終化され、ILO 第 110 回総会 (2022 年 5 月 27 日~6 月 11 日) において、同改正案が承認された。

なお、同改正案は2024年12月23日に発効する。

このため、同改正案の中で船舶所有者に課せられる要件を取入れるべく、関連規定を改める。

#### 改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) レクリエーション用の設備の一つとして、社会的なつながり(social connectivity) を含める旨、関連要件を加える。
- (2) 食料及び飲料水は、雇用期間中無料で提供され、かつ、バランスのとれた食料を提供するよう、関連要件を改める。
- (3) 提供される食料及び飲料水の量、栄養価、品質及び多様性について、船長による船上での文書による検査が要求される旨、関連規定を改める。
- (4) すべての船員に適切なサイズの個人用保護具を提供するよう,関連要件を改める。
- (5) 船員の送還並びに疾病, 負傷又は死亡に関する金銭上の保証の証明書の記載要件を改める。

#### 施行及び適用

2024年12月23日から施行

ID: DD24-20

新		備考
海上労働システム規則	海上労働システム規則	
附属書 本会の必要と認める海上労働要件	附属書 本会の必要と認める海上労働要件	
3. 海上労働条約に基づく要件	3. 海上労働条約に基づく要件	
3.3 居住設備, レクリエーション用の設備, 食料及び 料理の提供(第3章)	3.3 居住設備, レクリエーション用の設備, 食料及び 料理の提供(第3章)	
3.3.1 居住設備及びレクリエーション用の設備(第 3.1 規則)*	3.3.1 居住設備及びレクリエーション用の設備(第 3.1 規則)*	
-1. 船舶の居住設備及びレクリエーション用の設備	-1. 船舶の居住設備及びレクリエーション用の設備	editorial な修正
については、居住衛生設備規則3編 <u>1章</u> 及び <u>3章</u> 並びに	については、居住衛生設備規則3編 <u>第1章</u> 及び <u>第3章</u> 並	
同検査要領3編 <u>1章</u> 及び <u>3章</u> に定めるところによる。	びに同検査要領 3 編 <u>第 1 章</u> 及び <u>第 3 章</u> に定めるところ	
	による。	
-2. 船長は、船員の居住設備における清潔さ、相応の	-2. 船長は、船員の居住設備における清潔さ、相応の	
居住性及び修理による良好な状態を維持するため、定期	居住性及び修理による良好な状態を維持するため、定期	
的に検査を実施し、結果を記録すること。	的に検査を実施し、結果を記録すること。	
-3. レクリエーション用の設備の一つとして, 社会的	(新規)	基準 A3.1.17
<u>なつながり(social connectivity)を含めること。</u>		
3.3.2 食料及び料理の支給(第 3.2 規則)*	3.3.2 食料及び料理の支給(第 3.2 規則)*	
-1. 船舶所有者は、船員に対し、雇入期間中無償で食	-1. 船舶所有者は、船員に対し、雇入期間中無償で食	基準 A3.2.2(a)
料及び飲料水を支給すること。	料を支給すること。	
-2. 船舶所有者は、船内における食料の支給を適切に	-2. 船舶所有者は、船内における食料の支給を適切に	
行う能力を有するとして資格を受けた者を船舶に乗り	行う能力を有するとして資格を受けた者を船舶に乗り	
組ませなければならない。	組ませなければならない。	

	一件工力的未补2022 中以正。 利用为無效				
	新		li li	備考	
-3.	船舶所有者は,18 歳未満の船員を船内における	-3.	船舶所有者は,18 歳未満の船員を船内における		
食料0	)支給を行う者として雇入れ, その職務に従事させ	食料の	)支給を行う者として雇入れ, その職務に従事させ		
てはな	<b>よらない。</b>	てはな	<b>よらない。</b>		
-4.	船内の食料及び料理の支給に関する組織及び設	-4.	船内の食料及び料理の支給に関する組織及び設	基準 A3.2.2(b)	
備につ	ついては次によること。	備につ	ついては次によること。		
(1)	食料及び飲料水の支給は、船内の船員の数、食料	(1)	食料及び飲料水の支給は、船内の船員の数、食料		
	に関する宗教上の必要及び文化的慣行並びに航		に関する宗教上の必要及び文化的慣行並びに航		
	海の期間及び性質に考慮を払い,量,栄養価,品		海の期間及び性質に考慮を払い,量,栄養価,品		
	質及び種類に関して適当なものとすること。		質及び種類に関して適当なものとすること。		
(2)	司厨部の組織及び設備は、船員に対し適量で多	(2)	司厨部の組織及び設備は、船員に対し適量で多		
	様な, <u>バランスの取れた</u> 栄養のある食事を衛生		様な、栄養のある食事を衛生的な状態で準備し、		
	的な状態で準備し、支給できるよう配備される		支給できるよう配備されること。		
	こと。				
(3)	司厨部の人員は、その職務に従事するための適	(3)	司厨部の人員は、その職務に従事するための適		
	切な訓練及び指導を受けていること。		切な訓練及び指導を受けていること。		
(4)	食堂には適当な家具及び備品を備え、常時飲料	(4)	食堂には適当な家具及び備品を備え、常時飲料		
	が利用できるよう設備されること。		が利用できるよう設備されること。		
-5.	船長は、次に掲げる事項について船内で検査を実	-5.	船長は、次に掲げる事項について船内で検査を実	基準 A3.2.7(a)	
施し,	結果を記録すること。	施し,	結果を記録すること。		
(1)	支給する食料及び飲料水の量, 栄養価, 品質及び	(1)	食料及び飲料水の <u>支給</u>		
	多様性				
(2)	食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用	(2)	食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用		
	される場所及び設備		される場所及び設備		
(3)	食事の準備及び支給のための調理室その他の設	(3)	食事の準備及び支給のための調理室その他の設		
	備		備		

新		備考
3.4 健康の保護, 医療, 福祉及び社会保障による保護 (第4章)	3.4 健康の保護, 医療, 福祉及び社会保障による保護 (第4章)	
(分 + 早/	(ガ・早/	
3.4.3 健康及び安全の保護並びに災害の防止(第 4.3 規則) *	3.4.3 健康及び安全の保護並びに災害の防止(第 4.3 規則) *	
-1. (省略)	-1. (省略)	
-2. 船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持	-2. 船舶所有者は,作業用具の整備,船内衛生の保持	基準 A4.3.1(b)
に必要な設備の設置及び物品の備付け,船内作業による	に必要な設備の設置及び物品の備付け, 船内作業による	
危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置(全ての船	危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内に	
員への適切なサイズの個人用保護具の提供を含む)の船	おける実施及びその管理の体制の整備、その他の船内作	
内における実施及びその管理の体制の整備、その他の船	業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国内法	
内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国	規で定められる事項を遵守すること。また、船員災害の	
内法規で定められる事項を遵守すること。また、船員災	防止のための自主的な活動を推進することにより、船内	
害の防止のための自主的な活動を推進することにより,	における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船	
船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並び	員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保	
に船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を	するよう努めること。	
確保するよう努めること。	(1) (1)	
-3. (省略)	-3. (省略)	
-4. (省略)	-4. (省略)	
-5. (省略)	-5. (省略)	
-6. (省略)	-6. (省略)	
-7. (省略)	-7. (省略)	
-8. (省略)	-8. (省略)	
附	則	
1. この改正は,2024年12月23日から施行する。		

新		旧	備考
海上労働システム規則実施	要領	海上労働システム規則実施要領	
	労働要件 除		
3. 海上労働条約に基づく要件	3.	海上労働条約に基づく要件	
3.2 雇入条件 (第 2 章)	3.2	雇入条件(第2章)	
3.2.5 送還(第 2.5 規則)	3.2	.5 送還(第 2.5 規則)	
-1. 規則附属書 3.2.5-3.にいう「適当な	呆障システム」 -1.	規則附属書 3.2.5-3.にいう「適当な保障システム」	
とは、海上労働条約第 A2.5.2 基準に従い	船籍国が定めしとは	海上労働条約第 A2.5.2 基準に従い船籍国が定め	
るものをいう。	るも	のをいう。	
-2. 規則附属書 3.2.5-4.にいう「本会が	適当と認める -2.	規則附属書 3.2.5-4.にいう「本会が適当と認める	
情報」とは,次の(1)から(9)をいう。	情報	」とは,次の(1)から(9)をいう。	
(1) 船名	(1)		
(2) 船舶の船籍港	(2)		
(3) 船舶の呼出符号	(3)		
(4) IMO 番号	(4)		
(5) 金銭上の保証を行う1又は2以上	:の提供者の名   (5)		
称及び住所		称及び住所	
(6) 船員の救済のための要求の取扱い			
を負う人物又は機関の連絡先の詳		を負う人物又は機関の連絡先の詳細	
(7) 船舶所有者の名称,又は船舶所有		船舶所有者の名称	Appendix A2-I (g)
なる場合は所有者(registered own			
(8) 金銭上の保証の有効期限	(8)		
(9) 金銭上の保証が海上労働条約第 A	• • • •		
合することを示す証明書(当該金	銭上の保証を	合することを示す証明書(当該金銭上の保証を	

新	旧	備考
行う提供者が発行するものとする。)	行う提供者が発行するものとする。)	
3.4 健康の保護, 医療, 福祉及び社会保障による保護	3.4 健康の保護, 医療, 福祉及び社会保障による保護	
(第4章)	<b>(第4章)</b>	
3.4.2 船舶所有者の責任(第 4.2 規則)	3.4.2 船舶所有者の責任(第 4.2 規則)	
-1. 規則附属書 3.4.2-3.にいう「適当な保障システム」	-1. 規則附属書 3.4.2-3.にいう「適当な保障システム」	
とは,海上労働条約第 A4.2.1 基準及び A4.2.2 基準に従	とは,海上労働条約第 A4.2.1 基準及び A4.2.2 基準に従	
い船籍国が定めるものをいう。	い船籍国が定めるものをいう。	
-2. 規則附属書 3.4.2-4.にいう「本会が適当と認める	-2. 規則附属書 3.4.2-4.にいう「本会が適当と認める	
情報」とは,次の(1)から(9)をいう。	情報」とは,次の(1)から(9)をいう。	
(1) 船名	(1) 船名	
(2) 船舶の船籍港	(2) 船舶の船籍港	
(3) 船舶の呼出符号	(3) 船舶の呼出符号	
(4) IMO 番号	(4) IMO 番号	
(5) 金銭上の保証を行う1又は2以上の提供者の名	(5) 金銭上の保証を行う1又は2以上の提供者の名	
称及び住所	称及び住所	
(6) 船員からの契約上保証される請求の取扱いにつ	(6) 船員からの契約上保証される請求の取扱いにつ	
いて責任を負う人物又は機関の連絡先の詳細	いて責任を負う人物又は機関の連絡先の詳細	
(7) 船舶所有者の名称,又は船舶所有者の名称と異	(7) 船舶所有者の名称	Appendix A4-I (g)
なる場合は所有者(registered owner)の名称		
(8) 金銭上の保証の有効期限	(8) 金銭上の保証の有効期限	
(9) 金銭上の保証が海上労働条約第 A4.2.1 基準に適	(9) 金銭上の保証が海上労働条約第 A4.2.1 基準に適	
合することを示す証明書(当該金銭上の保証を	合することを示す証明書(当該金銭上の保証を	
行う提供者が発行するものとする。)	行う提供者が発行するものとする。)	
附	則	
1 このまては 2024年12月22日から世紀オフ		
1. この改正は,2024年12月23日から施行する。		